

報第2号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、岐阜県議会議長から、令和元年第5回岐阜県議会定例会に提出された下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和元年12月5日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

令和元年12月24日提出

岐阜県教育委員会

教育長

安福正寿

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- 二 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 教育事務に関する予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

教管第109号
令和元年12月5日

岐阜県議会議長 様

岐阜県教育委員会
教育長 安福 正寿



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づ
く意見について(回答)

令和元年12月3日付け議議第96号で照会のありました下記議案について
は、異議ありません。

記

- ・岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

議議第96号
令和元年12月3日

岐阜県教育委員会教育長 様

岐阜県議会議長

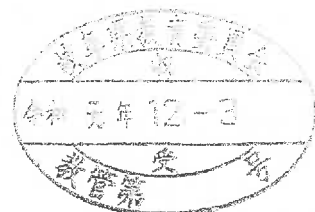


岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例に対する意見聴取
について

令和元年第5回岐阜県議会定例会に提出された下記の案件について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により貴委員会の意見を
求めます。

記

議第146号 岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正す
る条例について



議第四百四十六号

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和三十二年法律第百六十二号」の下に「。以下「法」という。」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（職務権限の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（特定社会教育機関）

第二条 法第二十三条第一項第一号に規定する条例で定める社会教育に関する教育機関は、次に掲げる教育機関とする。

- 一 岐阜県美術館
- 二 岐阜県現代陶芸美術館
- 三 岐阜県図書館
- 四 岐阜県博物館
- 五 岐阜県高山陣屋

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の規定により知事が管理し、及び執行することとなる事務（以下「移管事務」という。）に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。
- 3 移管事務に関し、この条例の施行の目前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為に

係る同日以後の法令の適用については、当該行為が知事に対してなされたものとみなす。

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

- 4 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(教育委員会の事務部局にあつては、学校以外の教育機関を含む。次条第二項において同じ。)」を削る。

第二条第一項の表知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「情報科学芸術大学院大学」を「美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学」に改める。

(岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部改正)

- 5 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「又は教育委員会規則」を削る。

(岐阜県博物館条例の一部改正)

- 6 岐阜県博物館条例(昭和五十一年岐阜県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教育委員会」を「知事」に、「十二名」を「十二人」に改める。

第七条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「知事の」に改め、同条第二項及び第三項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第八条の見出しを「(使用許可の取消し等)」に改め、同条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、「規定による」を削り、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「二に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「規定による」を削る。

第十条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第三号中「教育委員会」を「知事」に改め、同項第四号中「前各号」の下に「に掲げるもの」を加え、「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十一条中「及び教育委員会規則」を削る。

(岐阜県美術館条例の一部改正)

- 7 岐阜県美術館条例(昭和五十七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項中「規定による」を削り、「定める」を「掲げる」に改める。

第五条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「二に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「規定による」を削る。

第八条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第三号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「前項各号」を「前項」に改める。

第十条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「及び教育委員会規則」を削る。

(岐阜県現代陶芸美術館条例の一部改正)

- 8 岐阜県現代陶芸美術館条例(平成十三年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第三号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「前項各号」を「前項」に、「その」を「その」に改める。

第七条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十条中「及び教育委員会規則」を削る。

(岐阜県図書館条例の一部改正)

- 9 岐阜県図書館条例(平成二十三年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第三項中「規定による」を削り、「定める」を「掲げる」に改める。

第三条第一項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「規定による」を削る。

第六条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「知事」に、「前項各号」を「前項」に改める。

第八条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第十三条中「及び教育委員会規則」を削る。

提案説明

社会教育に関する県立教育機関に関する事務を知事が管理し、及び執行するため、この条例を定めようとする。

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第三号）新旧対照表

（新）

（職務権限の特例）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

（特定社会教育機関）

第二条 法第二十三条第一項第一号に規定する条例で定める社会教育に関する教育機関は、次に掲げる教育機関とする。

- 一 岐阜県美術館
- 二 岐阜県現代陶芸美術館
- 三 岐阜県図書館
- 四 岐阜県博物館
- 五 岐阜県高山陣屋

附則 略

（旧）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、同項各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附則 略

岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）新旧対照表（附則第四項関係）

（新）

（旧）

（定義）

第一条 この条例において「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び教育委員会の事務部局

育委員会の所管に属する学校並びに警察に常時勤務する地方公務員で一般職に属するもの（会計管理者を除く。）をいう。

（職員の定数）

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	定数	備考
2及び3	知事の事務部局（美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）	略	

第三条 略

附則 略

（定義）

第一条 この条例において「職員」とは、知事、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び教育委員会の事務部局（教育委員会の事務部局にあつては、学校以外の教育機関を含む。次条第一項において同じ。）並びに教育委員会の所管に属する学校並びに警察に常時勤務する地方公務員で一般職に属するもの（会計管理者を除く。）をいう。

（職員の定数）

第二条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

区	分	定数	備考
2及び3	知事の事務部局（情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員（都市建築部）を除く。）	略	

第三条 略

附則 略

岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例（昭和三十六年岐阜県条例第四号）新旧対照表（附則第五項関係）

（新）

第一条から第三条まで 略

（委任）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則 略

（旧）

第一条から第三条まで 略

（委任）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

付則 略

（新）

第一条及び第二条 略

第三条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他知事 が博物館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十二人以内で組織する。

2 略

第四条から第六条まで 略

（使用の許可）

第七条 博物館の特別展示室その他の規則 で定める施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ、知事の 許可を受けなければならない。

2 知事 は、前項の許可に博物館の管理上必要な条件を付することができる。

3 知事 は、第一項の施設又は設備を使用させることが適当でないと認めるときは、同項の許可をしないことができる。

4及び5 略

（使用許可の取消し等）

第八条 知事 は、前条第一項の 許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、博物館の管理上必要な指示をすることができる。

2 知事 は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

一及び二 略

三 前項の 指示に従わないとき。

四 略

五 前各号に掲げる場合のほか、知事 が特に必要と認めるとき。

第九条 略

（遵守義務）

（旧）

第一条及び第二条 略

第三条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が博物館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十二名以内で組織する。

2 略

第四条から第六条まで 略

（使用の許可）

第七条 博物館の特別展示室その他の教育委員会規則で定める施設又は設備を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に博物館の管理上必要な条件を付することができる。

3 教育委員会は、第一項の施設又は設備を使用させることが適当でないと認めるときは、同項の許可をしないことができる。

4及び5 略

（行為の取消等）

第八条 教育委員会は、前条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、博物館の管理上必要な指示をすることができる。

2 教育委員会は、使用者が次の各号の一に 該当する場合は、当該許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

一及び二 略

三 前項の規定による指示に従わないとき。

四 略

五 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

第九条 略

（遵守義務）

第十条 博物館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 博物館資料又は博物館の施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 略

三 博物館資料の撮影、模写、模造等の行為をしないこと（知事の許可を受けた場合を除く。）。

四 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、博物館を利用する者が前項の規定に違反した場合は、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、博物館から退去を命ずることができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第十二条 略

附則 略

第十条 博物館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 博物館資料又は博物館の施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。

二 略

三 博物館資料の撮影、模写、模造等の行為をしないこと（教育委員会の許可を受けた場合を除く。）。

四 前各号のほか、教育委員会が指示する事項

2 教育委員会は、博物館を利用する者が前項の規定に違反した場合は、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、博物館から退去を命ずることができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

第十二条 略

附則 略

（新）

第一条から第三条まで 略

（使用の許可等）

第四条 別表第二の上欄に掲げる施設及び設備（以下「展示室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、知事 の許可を受けなければならない。

2 知事 は、展示室等を使用させることが美術館の管理上適当でないとき認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3 第一項の 許可を受けた者（以下「展示室等の使用者」という。）は、別表第二に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

4 略

（使用許可の取消し等）

第五条 知事 は、展示室等の使用者に対して美術館の管理上必要な指示をすることが出来る。

2 知事 は、展示室等の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、又は展示室等の使用の停止を命ずることが出来る。

一及び二 略

三 前項の 指示に従わないとき。

四 略

五 前各号に掲げる場合のほか、知事 が特に必要と認めるとき。

第六条及び第七条 略

（遵守義務）

第八条 何人も、美術館（駐車場を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 美術館の施設及び設備並びに美術品等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 略

三 前二号に掲げるもののほか、知事 が指示する事項

2 知事 は、前項 の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、美術館から退去することを

（旧）

第一条から第三条まで 略

（使用の許可等）

第四条 別表第二の上欄に掲げる施設及び設備（以下「展示室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、展示室等を使用させることが美術館の管理上適当でないとき認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「展示室等の使用者」という。）は、別表第二に定める額の使用料を納入しなければならない。

4 略

（使用許可の取消し等）

第五条 教育委員会は、展示室等の使用者に対して美術館の管理上必要な指示をすることが出来る。

2 教育委員会は、展示室等の使用者が次の各号の一に 該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、又は展示室等の使用の停止を命ずることが出来る。

一及び二 略

三 前項の規定による指示に従わないとき。

四 略

五 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

第六条及び第七条 略

（遵守義務）

第八条 何人も、美術館（駐車場を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 美術館の施設及び設備並びに美術品等をき損し、又は汚損しないこと。

二 略

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が指示する事項

2 教育委員会は、前項各号の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、美術館から退去することを

命ずることができる。

第九条 略

第十条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他知事
が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十五人以内で組織する。

2 略

第十一条及び第十二条 略

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則
で定める。

第十四条 略

附則 略

別表第一及び別表第二 略

命ずることができる。

第九条 略

第十条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十五人以内で組織する。

2 略

第十一条及び第十二条 略

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

第十四条 略

附則 略

別表第一及び別表第二 略

（新）

第一条から第四条まで 略

（遵守義務）

第五条 何人も、美術館においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 美術館の施設及び設備並びに美術品等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 略
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、前項の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、美術館から退去することを命ずることができる。

第六条 略

第七条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他知事が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十五人以内で組織する。

2 略

第八条及び第九条 略

（委任）

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第十一条 略

附則 略

別表 略

（旧）

第一条から第四条まで 略

（遵守義務）

第五条 何人も、美術館においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 美術館の施設及び設備並びに美術品等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 略
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が指示する事項

2 教育委員会は、前項各号の規定に違反した者に対して、当該職員をして、その行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、美術館から退去することを命ずることができる。

第六条 略

第七条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十五人以内で組織する。

2 略

第八条及び第九条 略

（委任）

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

第十一条 略

附則 略

別表 略

（新）

第一条 略

（使用の許可等）

第二条 別表に掲げる施設（以下「研修室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、知事 の許可を受けなければならない。

2 知事 は、研修室等を使用させることが図書館の管理上適当でないとき認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3 第一項の 許可を受けた者（以下「研修室等の使用者」という。）は、別表に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

4 略

（使用許可の取消し等）

第三条 知事 は、研修室等の使用者に対して図書館の管理上必要な指示をすることができる。

2 知事 は、研修室等の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、又は研修室等の使用の停止を命ずることができる。

一及び二 略

三 前項の 指示に従わないとき。

四 略

五 前各号に掲げる場合のほか、知事 が特に必要と認めるとき。

第四条及び第五条 略

（遵守義務）

第六条 図書館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、研修室等の使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

一から五まで 略

六 前各号に掲げるもののほか、知事 が指示する事項

2 知事 は、前項の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行

（旧）

第一条 略

（使用の許可等）

第二条 別表に掲げる施設（以下「研修室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、研修室等を使用させることが図書館の管理上適当でないとき認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「研修室等の使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納入しなければならない。

4 略

（使用許可の取消し等）

第三条 教育委員会は、研修室等の使用者に対して図書館の管理上必要な指示をすることができる。

2 教育委員会は、研修室等の使用者が次の各号の一に 該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、又は研修室等の使用の停止を命ずることができる。

一及び二 略

三 前項の規定による指示に従わないとき。

四 略

五 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

第四条及び第五条 略

（遵守義務）

第六条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、研修室等の使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

一から五まで 略

六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示する事項

2 教育委員会は、前項各号の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行

為をやめることを指示させ、これに従わないときは、図書館から退去することを命ずることができる。

第七条 略

第八条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他知事が図書館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十人以内で組織する。
2及び3 略

第九条から第十二条まで 略

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 略

別表 略

為をやめることを指示させ、これに従わないときは、図書館から退去することを命ずることができる。

第七条 略

第八条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が図書館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十人以内で組織する。
2及び3 略

第九条から第十二条まで 略

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

附則 略

別表 略